

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市労働報酬等審議会		
事務局 (担当課)		契約課 電話 042-769-1391 (直通)		
開催日時		令和5年8月30日(水) 午前9時30分～午前11時00分		
開催場所		相模原市役所会議室棟1階 第1会議室		
出席者	委員	6人(別紙のとおり)		
	その他			
	事務局	4人(財政担当部長、契約課長、他2人)		
公開の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input checked="" type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	7人	
公開不可・一部不可の場合は、その理由	市の機関における審議であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。			
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議題 (1) 相模原市公契約条例の施行状況について (2) 令和6年度労働報酬下限額について【非公開】</p> <p>3 その他 次回の審議会について</p>			

## 審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(○は委員の発言、●は事務局の発言)

### 1 開 会

会議の公開・非公開について

労働報酬下限額の審議については、公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、議題（2）令和6年度労働報酬下限額については、非公開とすることで決定した。

そのため、議題（1）相模原市公契約条例の施行状況についての審議と報告事項をまとめて公開し、その後非公開での審議を行うことで本審議会の議事進行の円滑化を図った。

### 2 議 題

諮問書について

市から審議会会長へ諮問書を手交した。

#### （1）相模原市公契約条例の施行状況について

事務局より資料説明の後、質疑応答を行った。

○建設キャリアアップシステムの導入について、相模原市では入札参加資格での加算にとどまっている。工事評価や総合評価への反映やカードリーダーの助成などに取り組んでいる自治体もあり、入札参加資格での加算にとどまっているのは、決して先進的ではない。そこで、カード保有者が全体の約4割となっている状況からも、ぜひとも相模原市内の建設工事の現場で、建設キャリアアップシステムを導入したモデル現場を作っていただきたい。

また、公契約条例と建設キャリアアップシステムを組み合わせることができると考えている。例えば公契約条例を制定している川崎市では、確認書の職種欄で軽作業員として提出されていることが多いと報告されており、本来よりも不当に低い賃金が支払われている可能性も考えられるため、川崎市は建設キャリアアップシステムを活用し、職種を確認できるような検討をしているとの報告を受けている。

相模原市でも、周知カードの二次元バーコードのところに、「建設キャリアアップカードに登録している職種の労働報酬下限額を確認してください」といった文言や確認書の但し書きに「建設キャリアアップカードに登録している職種を記入してください」といった文言を入れることができるのではないか、検討

していただきたい。(中間委員)

⇒●建設キャリアアップシステムに関しては業者側の金銭的負担や市側の予算の問題もあるが、今後の取組として検討していきたい。

○労働報酬下限額を下回っていたとの申出があったとのことだが、業者側から申出がないと気づかないものなのか。それとも、市のチェックで気づいたものなのか。また、令和5年度からの変更点の説明があったが、その変更によって、今回の申出のようなことは無くなるのか。(草薙委員)

⇒●労働状況台帳については、毎年提出してもらっており、中身については市側で確認し、問題があれば市から指導を行い、是正してもらうことになる。今年度が契約始期の指定管理施設に関する変更点として、従業者名簿を有している施設所管課に初めに提出してもらい、施設所管課で初めにチェックを行ない、その後、契約課にてチェックを行なうといった2重のチェック体制が整うため、今回の申出のようなことは減ると考えている。

○令和3年度に一度申出があった指定管理者から、令和4年度に再度申出がある状況となっている。一度申出があった業者だからこそ、注視して対応していく必要があるのではないか。(中屋会長)

⇒●今後所管課と連携を取り、より一層周知に徹底していきたいと努めていきたいと考えている。

○資料2ページの2件目の申出で、業者より令和4年度の賃金設定のまま令和5年度の雇用契約を更新し、労働報酬下限額を下回ったとの申出があったとのことだが、これは従業者から申出があり、判明したものなのか。また、どれくらいの期間下回っていたのか。(根岸委員)

⇒●労働状況台帳の提出がされていなかったため、業者に対し提出を指導したところ、台帳の作成時に4月分・5月分の2か月分下回っていたことを業者が気づいた。業者の担当者が変わり、引継ぎがされていなかったことが原因である。

○公契約条例に関する他市からの照会内容は各自治体によって違いがあると思うが、どのようなことを照会しているのか。(中屋会長)

⇒●照会内容は、自治体によってさまざまであるが、公契約条例制定までの流れ、公契約条例の対象となる金額範囲・対象業務の範囲、対象件数などである。

(2) 令和6年度労働報酬下限額について

事務局からの資料説明後、質疑応答及び審議を行った。

市の機関における審議であって、公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、内容は非公開とした。

3 その他

9月に中屋会長から市に答申書を提出することを確認した。

次回の審議会の開催予定について確認した。

4 閉 会

## 相模原市労働報酬等審議会委員出欠席名簿

氏名	区分	所属等	備考	出欠席
中屋 裕仁	学識経験のある者	神奈川県社会保険労務士会会長 特定社会保険労務士	会長	出席
根岸 小百合	学識経験のある者	神奈川県弁護士会所属 弁護士		出席
川崎 晴彦	労働者団体の代表者	日本労働組合総連合会神奈川県 連合会 相模原地域連合議長		出席
中間 忠良	労働者団体の代表者	神奈川土建一般労働組合 書記次長		出席
草薙 喜義	事業者	相模原商工会議所 3号議員		出席
櫻内 康裕	事業者	相模原商工会議所常議員		出席

(敬称略・区分ごと五十音順)